

11月は制度推進月間

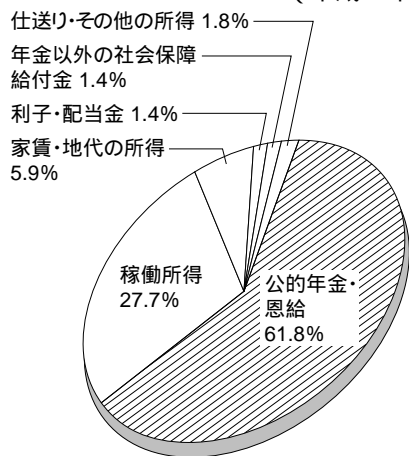
大切な将来のために

国民年金

「将来、自分の生活を支えてくれるものは何でしょう？」この漠然とした質問に、皆さんはどのような答えを用意されていますか。公的年金、個人年金、貯蓄、財産、家族、それとも自分自身ですか。答えは人により様々、どれも大切な支えであると思います。11月は「国民年金制度推進月間」。この機会に国民年金も、あなたの将来を支える重要なものの一つであるということを考えてみてください。

老後の大きな支えに

高齢者世帯における所得の種類と割合 (平成11年)



◆高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合(平成11年)

- 10割...61.4%
8割以上10割未満...9.5%
6割以上8割未満...8.9%
4割以上6割未満...8.4%
2割以上4割未満...7.9%
2割未満...3.9%

(いずれも厚生労働省「平成12年国民生活基礎調査の概況」より)

独自のメリット!

国民年金は、みんなでみんなを支える世代間扶養の制度です。公的年金には次のようなメリットがあります。

- 《保険料が所得控除》あなたと扶養家族の保険料は全額所得から控除されます。
《生涯にわたる保障》長い老後に必要な安定収入。ますます貴重になる終身年金です。
《国の運営なので安心》5年ごとに見直し、国が責任を持って制度の安定を図ります。
《国からの補助》受け取る基礎年金の財源は3分の1が国庫負担です。

保険料の納付は期限までに

国民年金には3種類の基礎年金(老齢・障害・遺族)があります。これらの年金を受けるためには、一定期間、保険料を納付していることが必要です。未納期間があると、将来の生活を支える老齢基礎年金が減額されるだけでなく、もしものときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができなくなることがあります。保険料は期限までに納めるようにしましょう。経済的に納付が困難な場合は免除制度もありますので、年金課(0798・35・3124)へご相談ください。

生活に変化があったとき 届け出しっかりと

国民年金は、厚生年金や共済年金などと常に関連しています。それぞれの年金がつながって、将来の年金額に反映します。就職や結婚など生活に変化があったときは、年金の「かたち」も変わります。しっかりと届け出をして、年金をつないでいきましょう。下図のようなときは年金の種類が変わり、届け出が必要で、詳しくは年金課(0798・35・3124)へお問い合わせください。



年金パネル展

11月16日~18日
ギャラリー・フレンテで

年金課は11月16日から18日まで、「国民年金ハ

ネル展」をギャラリー・フレンテ(フレンテ西宮4階)で開催します。時間は午前10時から午後4時まで。年金制度の仕組みなどを紹介します。来場者には記念品をプレゼント。お気軽にお立ち寄りください。問合せは年金課(0798・35・3126)へ。

市独自の制度など紹介

該当すると思われる人は相談を

年金課は国民年金事務以外に、児童手当や市民福祉金などに関する事務も行っていきます。所得制限などにより受給できない場合もありますが、該当すると思われる人は年金課(0798・35・3189)へご相談ください。

児童手当など

健全な成長を願って児童手当を支給しています。所得制限などがあります。

【児童手当】対象は義務教育就学前の児童を養育している人。支給期間は6歳到達後最初の年度末まで

市民福祉金

市独自の制度として、市内に引き続き1年以上住んでいる障害者や遺児に市民福祉金を支給しています。

【特別児童扶養手当】対象は障害程度が中度以上の20歳未満の児童を養育する人
【障害者や遺児に】父を持つ児童の、母が養育者。支給期間は18歳到達後最初の年度末まで

所得制限などあり

【障害福祉金】対象は身体障害者手帳、療育手帳、軽度以上の判定書または精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
【遺児福祉金】対象は18歳未満の児童(高校などに在学中のときは20歳未満)
【外国人等高齢者や重度障害者に】外国人等高齢者や重度障害者に特別給付金を支給しています。

福祉金を支給しています。本人・配偶者・扶養義務者について所得制限があります。で、両親または父が母がない状態か、父または母が重度障害の人

